

# 知的財産関連の人材育成ニーズについて

(参考資料)

2003年11月18日

# 知的財産推進計画(抄)

## < 知的財産人材の育成関連部分 >

### 第5章 人材の育成と国民意識の向上

あらゆる制度を支えるのは人である。「知的財産立国」の実現には、知的財産創造の担い手を育成することに加え、その権利化や紛争処理、知的財産ライセンス契約等の高度な専門サービスを提供する専門家の増員及び養成が急務である。

このため、以下の施策により、知的財産に強く国際競争力のある、弁護士・弁理士を始めとした専門人材の充実を進める。また、高度な知的財産専門人材を輩出すべく、質・量ともに充実した知的財産教育を推進するとともに、法律・技術・経営など各領域の知識に通暁した「融合系人材」の養成を推進する。さらに、知的財産教育を推進するために、知的財産実務に精通した学者・研究者を大量に養成することを目指す。

加えて、研究者、児童・生徒、大学生、社会人それぞれに対して知的財産に関するきめの細かい教育を行って国民の知的財産に対する理解を深めていく。

# 1. 企業における知財人材の育成ニーズ

## (1) 企業における知的財産担当者数について

我が国企業における知財担当者は平均2.9名で、企業規模が大きくなるにつれて知財担当者も増加する傾向にある。また、業種によっても知財担当者数は異なる。

資本金規模別	一社当たり知財担当者数	一人当たり国内出願件数			
		特許	実用新案	意匠	商標
全体	2.9	15.5	0.1	1.2	2.2
5000万円未満	0.8	3.4	0.3	1.2	2.4
5000万円～1億円未満	1.2	6.0	0.2	1.1	1.9
1億円～10億円未満	1.6	7.4	0.1	0.9	2.5
10億円～100億円未満	2.8	13.3	0.0	1.4	2.3
100億円以上	17.6	21.2	0.0	1.3	2.1

### 資本金100億円以上の企業における 平均知的財産担当者数

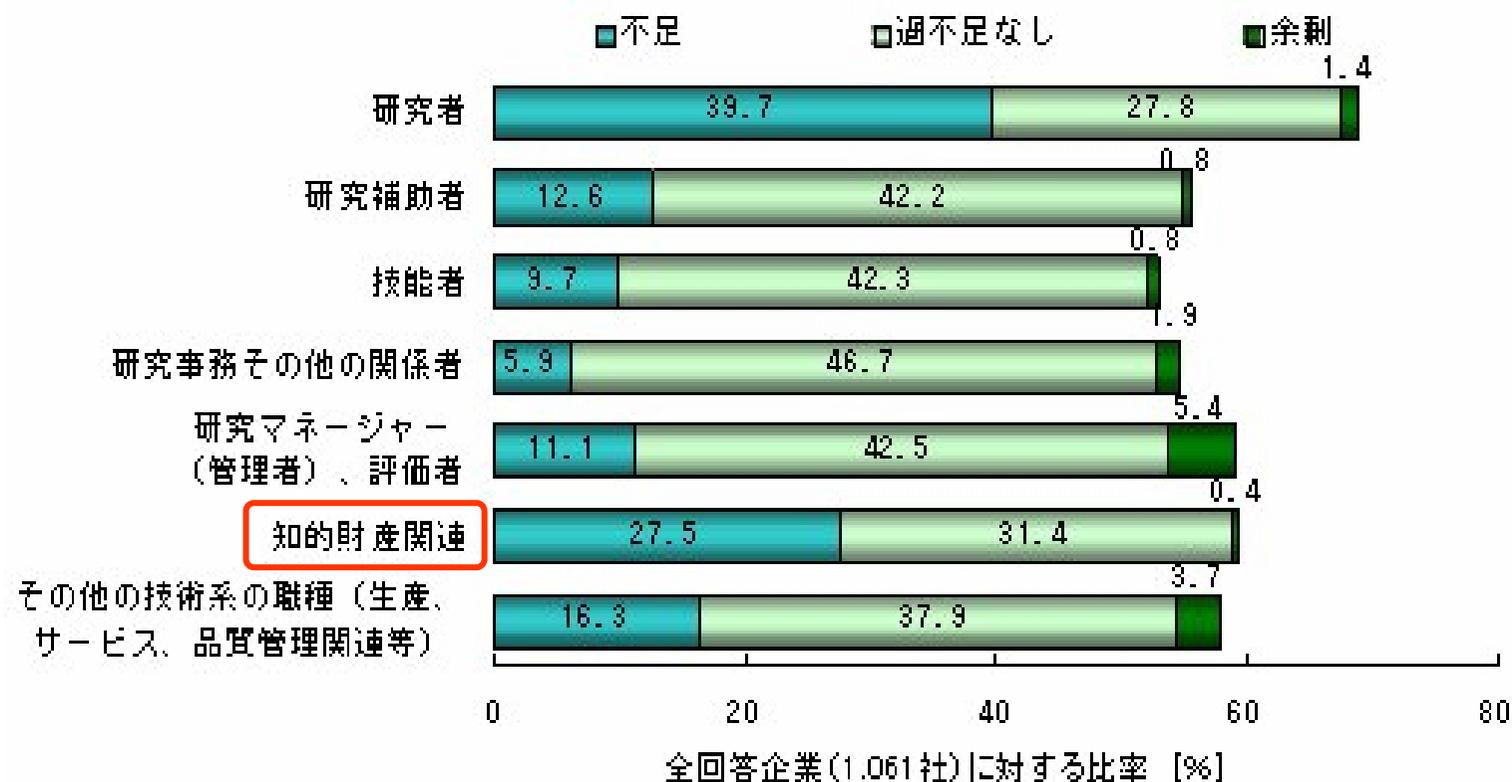
- 電気機械器具工業 67.0人
- 精密機械工業 6.8人
- 医薬品工業 6.1人
- ....
- 卸売業 1.6人
- 小売業 1.4人
- 金融・保険業 1.2人

(出所) 特許庁『知的財産活動調査報告書』(2002年)

## (1) 企業における知的財産担当者数について

企業における科学技術関連人材の不足状況をみると、研究者の不足に次いで、知的財産関連の人材の不足を訴える企業が多い。

### 【科学技術関連人材の不足状況】



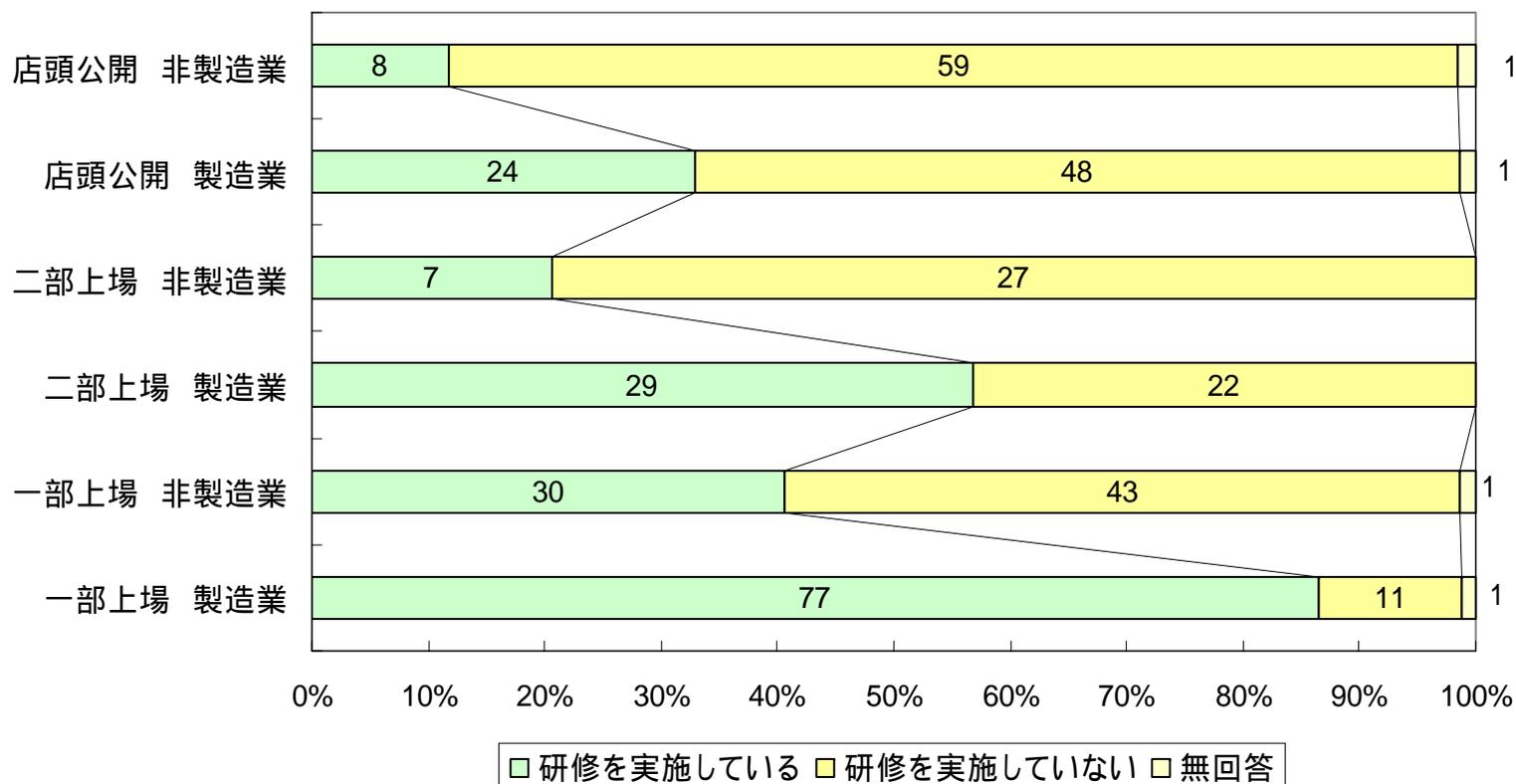
(出所) 文部科学省『民間企業の研究活動に関する調査報告』(2002年)

## (2) 企業における知的財産関連研修について

一部上場製造業では約9割、二部上場製造業では約6割の企業が法務系・知的財産管理系社員に対して知的財産関連研修を実施しているが、非製造業や中堅企業ではあまり実施されていない。

### 知的財産研修の実施の有無

問：法務系・知的財産管理系社員に対する知的財産の研修を実施しているか



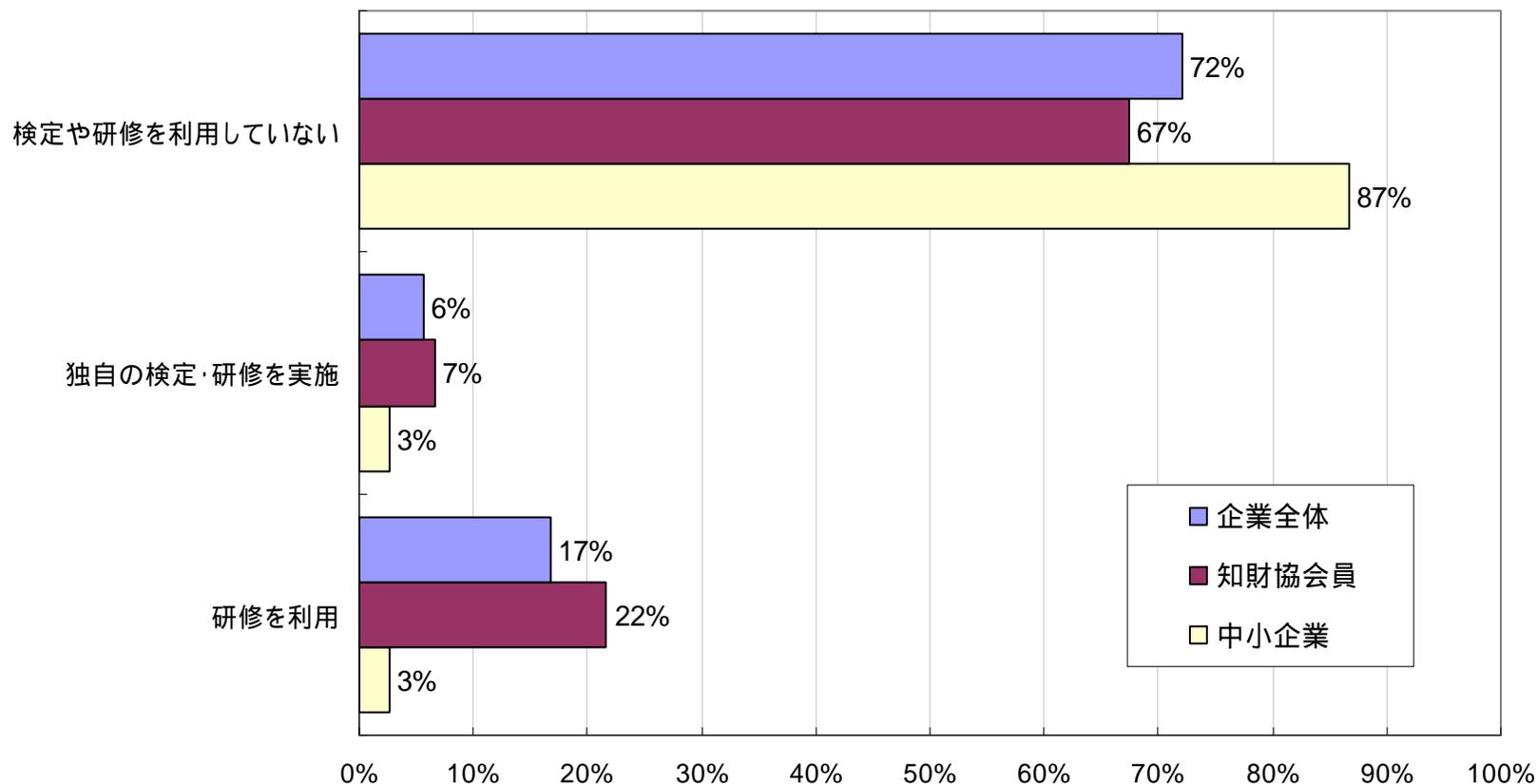
(出所)野村総合研究所「知的所有権の研究・研修に関するニーズ調査」(1997年)

## (2) 企業における知的財産関連研修について

多くの企業では知的財産関連の能力検定や研修を行っていない。研修を行っている場合は、外部の研修を利用するケースが多い。

### 能力検定・研修制度の利用の有無

問：既存の能力検定・研修の利用状況

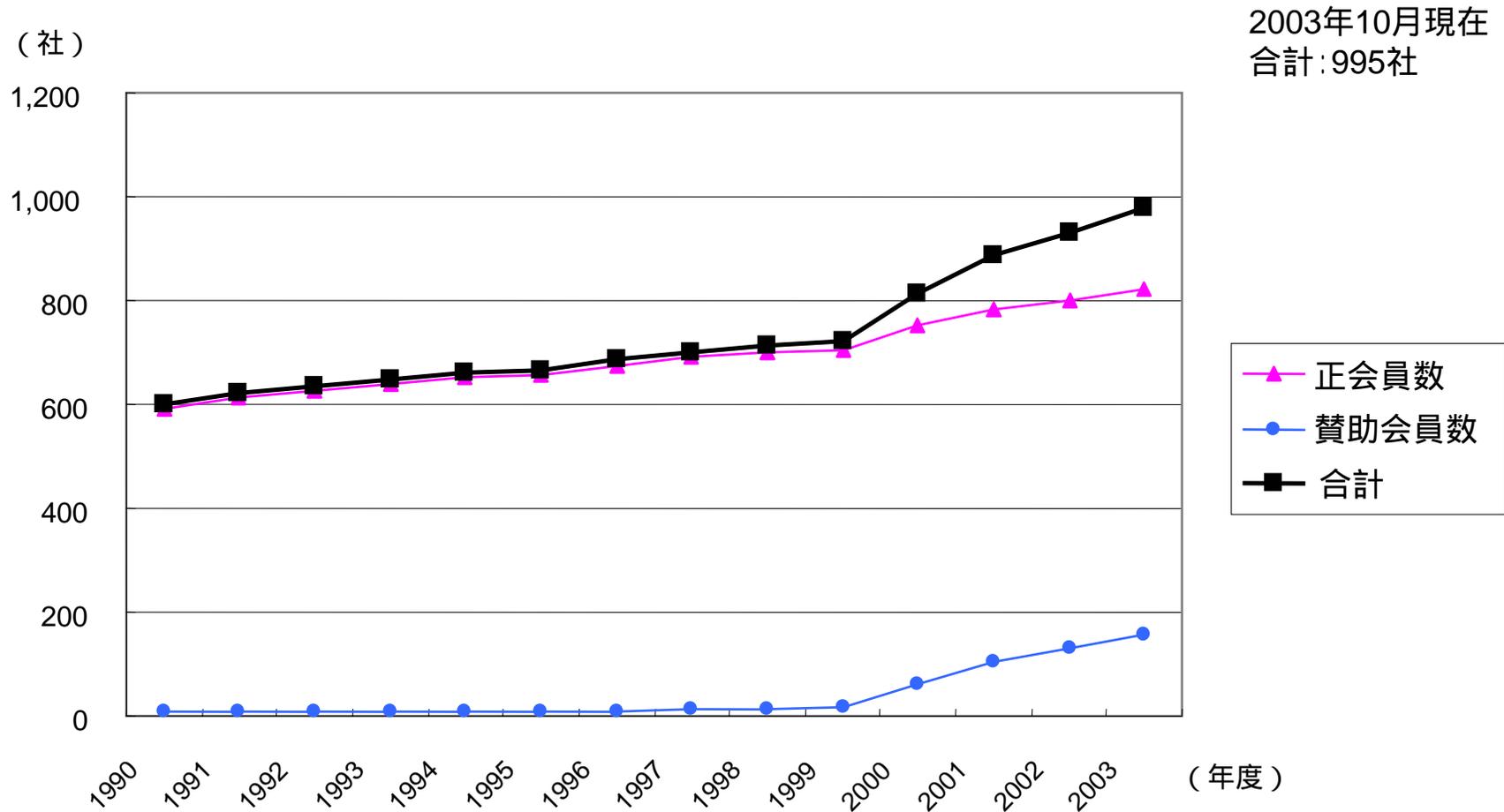


研修全般に関して「日本知的財産協会」の研修の利用が多い。既存の能力検定・研修制度に足りないものとして、知的財産業務については「発明発掘能力」「明細書作成能力」が多く挙げられた。

### (3) 日本知的財産協会における知的財産関連研修について

日本知的財産協会に加盟する企業は2000年以降、急増している。

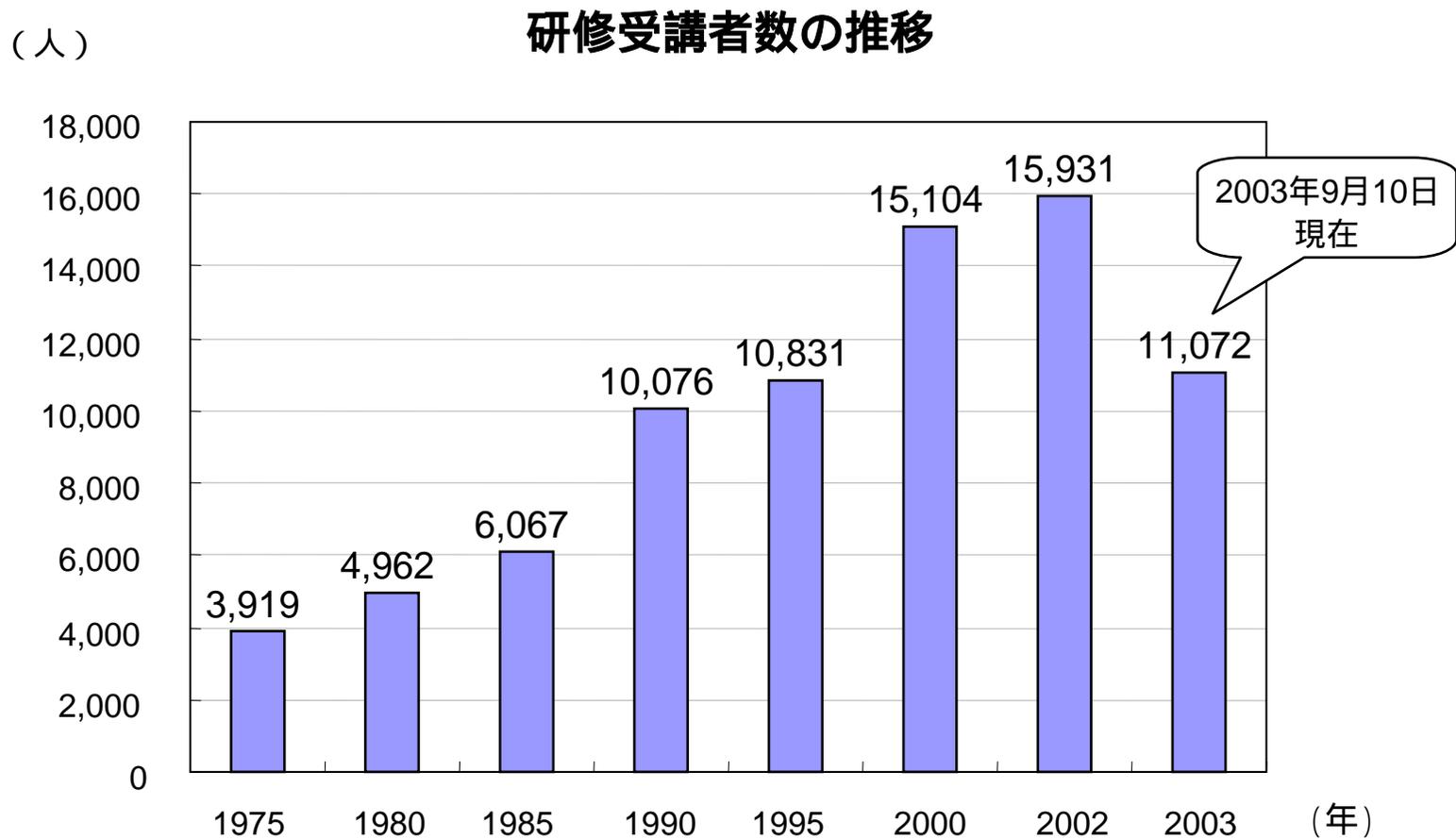
#### 日本知的財産協会加盟企業数



(出所) 日本知的財産協会『会員名簿』より野村総合研究所作成

### (3) 日本知的財産協会における知的財産関連研修について

日本知的財産協会が実施する知的財産関連研修の受講者数は、年々拡大している。2002年には年間約16,000人となっている。

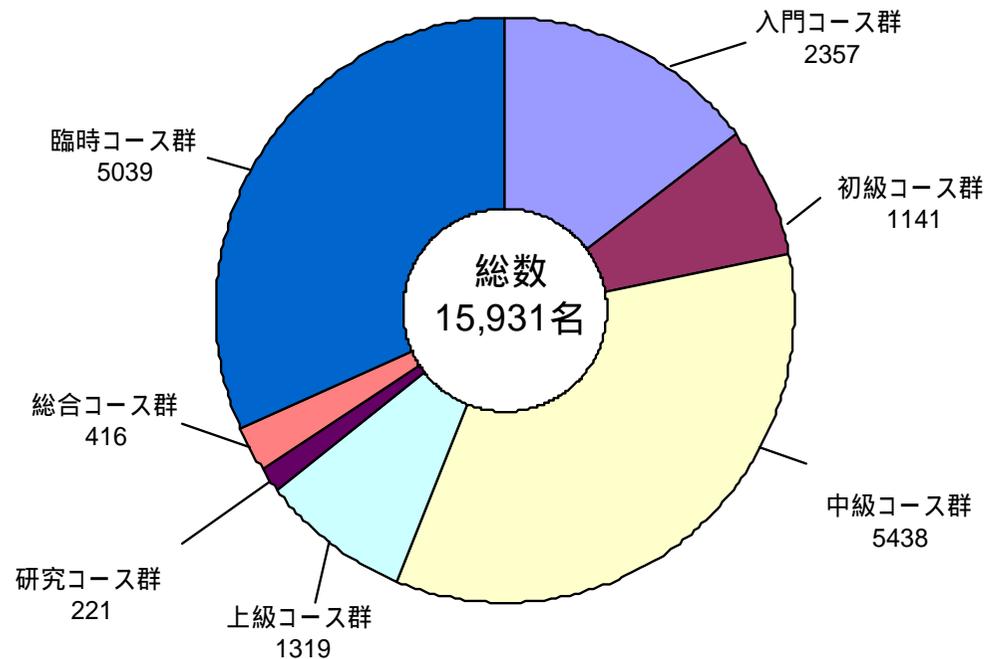


(出所) 日本知的財産協会資料

### (3) 日本知的財産協会における知的財産関連研修について

日本知的財産協会が実施する知的財産関連研修においては、中級コースの割合が大きく、中級、上級コースへの需要が高まっている。

コース別受講者数(2002年度)



(出所) 日本知的財産協会

- コース別受講者数の経年データは公表していない
- 直近4-5年の傾向
  - 入門コース、初級コースの受講者数は横ばい
  - 実務的な内容の中級コース、上級コースの受講者が増加
- 受講希望者数が年によって急増・急減することはなく、各コースに定員は設けられていない

(出所) 日本知的財産協会へのヒアリングより

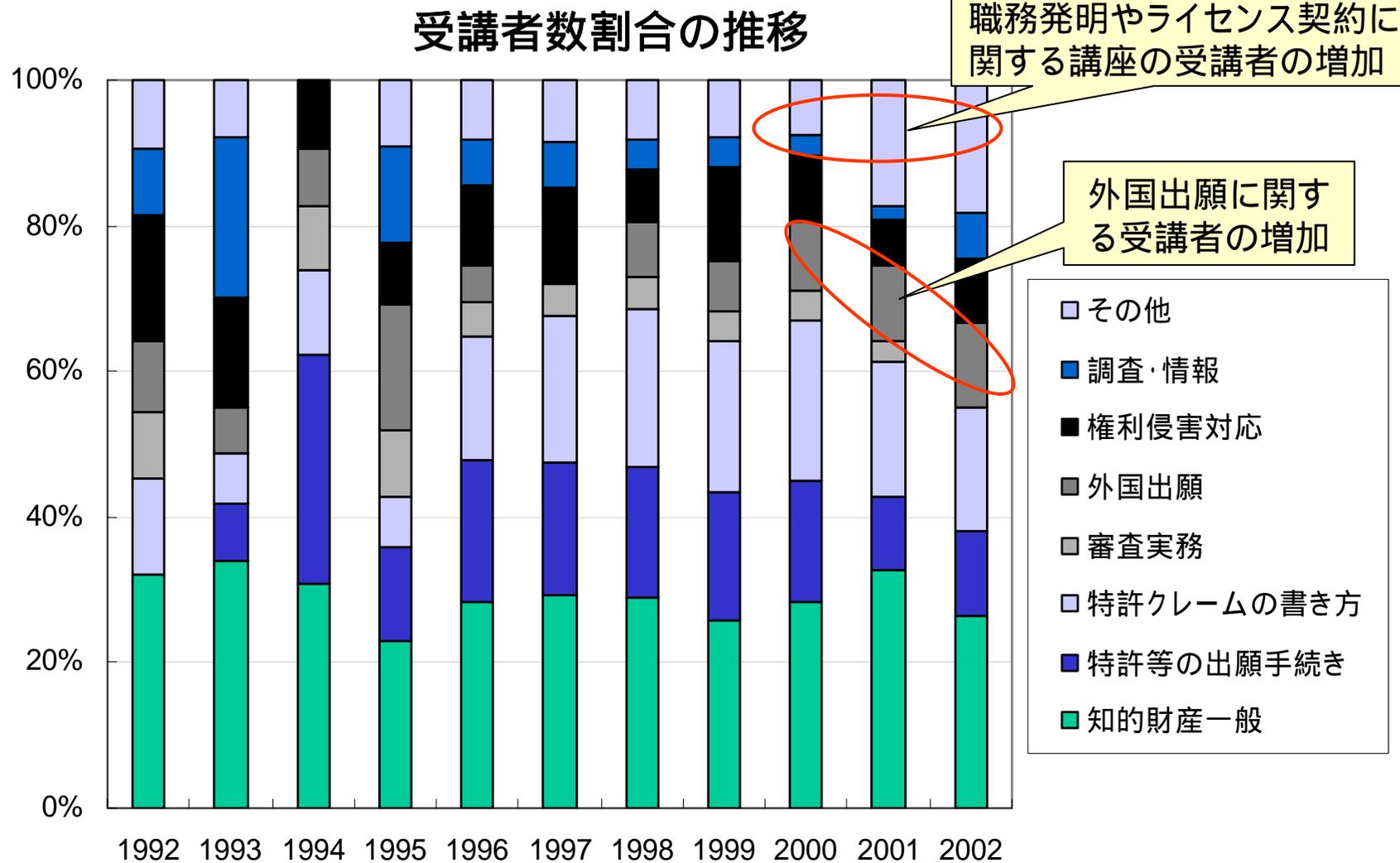
### (3) 日本知的財産協会における知的財産関連研修について 日本知的財産協会が行う研修プログラム

基礎 コース	関 東		関 西		東 海		
	A入門コース		A入門コース		A入門コース		
	B初級コース		B初級コース		B初級コース		
C 中級 コース 群	C1	特許法・実用新案法	C1	特許法・実用新案法	C1	特許法・実用新案法	
	C2	意匠法	C2	意匠法			
	C3	商標法	C3	商標法			
	C4A	米国特許制度	C4A	条約・欧州特許制度			
	C4B	欧州特許制度	C4B	米国特許制度			
	C4C	条約・アジア特許制度	C4C	中国・韓国・台湾等のアジア諸国の 知的財産権			
	C5	契約の基礎および実務	C5	契約の基礎および実務			
	C6	民法概要	C6	民法概要			
	C7	民事訴訟法概要	C7	民事訴訟法概要			
	C8A	明細書の書き方（化学）	C8A	明細書の書き方（化学）	C8	明細書の書き方（化学・電気・機械）	
C8B	明細書の書き方（電気・機械）	C8B	明細書の書き方（電気・機械）				
C9A	特許情報（調査方法）	C9A	特許情報（調査方法）				
C9B	特許情報（活用方法）	C9B	特許情報（活用方法）				
C10	不正競争防止法	C10	不正競争防止法				
専門 コース	D 上級 コース	D1	特実審判・審決取消訴訟	D1	特実審判・審決取消訴訟		
		D3	商標・不競法審判決例の解説				
		D4	比較特許法				
		D5	国際契約	D5	国際契約		
		D6	特許侵害訴訟	D6	特許侵害訴訟		
	E 研究 コース 群	D7	米国特許訴訟	D7	米国特許訴訟		
		E1	特実審判決例の研究 （模擬裁判形式）	E1	特実審判決例の研究 （討論形式）		
		E7	特許事例の研究 （民事訴訟法的観点による） （討論形式）				
		E8A	英文明細書の書き方 （化学）（演習形式）	E8	英文明細書の書き方 （討論および演習形式）		
		E8B	英文明細書の書き方 （ソフトウェア発明に関する 作成演習を主として） （演習形式）				
	E8C	英文明細書の書き方 （機械を主として） （演習形式）					
技術者 リーダー 向け コース	G1A	技術者リーダーのための 知的財産講座（化学）	G1A	技術者リーダーのための 知的財産講座（化学）	G1A	技術者リーダーのための 知的財産講座（化学）	
	G1B	技術者リーダーのための 知的財産講座（電気・機械）	G1B	技術者リーダーのための 知的財産講座（電気・機械）	G1B	技術者リーダーのための 知的財産講座（電気・機械）	
総合 コース	S1	知的財産権と企業経営	S1	知的財産権と企業経営			
	S2	アジアの知的財産					
海外 コース	F2	米国特許制度、法規および判例の研修実施（募集済）					
	F3	アジア諸国の知的財産事情の研修実施（募集済）					
臨時 コース （予定）		1.著作権の基礎と動向 2.知財関係裁判官による講義（タイトル未定） 3.米国及び欧州特許をつまぐ取得する方法 4.すぐに役立つ、技術者のための知的財産講座		5.知的財産事務講座 6.知的財産情報活用セミナー 7.事業活動における知的財産関連法務			

(出所) 日本知的財産協会ホームページより作成

#### (4) (社)発明協会における知的財産関連研修

(社)発明協会における研修の受講生を見ると、近年、職務発明やライセンス契約、外国出願に関する講座の受講生が拡大している。



(出所) (社)発明協会の事業報告書(1992年度から2002年度)より野村総合研究所作成

## (4) (社)発明協会における知的財産関連研修

研修内容としては、「特許等の出願手続き」、「特許クレームの書き方」、「外国出願」、「権利侵害対応」など実務的な講座が多い。

<b>知的財産一般</b>
ビジネスモデル特許とその戦略 技術者のための工業所有権講座 銀行、証券、保険業界の特許担当者のための知的財産権研修 工業所有権隣接法 工業所有権隣接法-著作権法と不正競争防止法 商標の制度と管理 知的財産権入門講座 知的所有権研修 特許・実用新案講座 特許基礎講座
<b>特許等の出願手続き</b>
コンピュータソフトウェア関連発明と特許出願講座 工業所有権手続講座 戦略的中間手続講座 中間手続講座
<b>特許クレームの書き方</b>
知的財産重視時代での明細書の補正を考える 特許・実用新案明細書作成の留意点(化学) 特許・実用新案明細書作成の留意点(機械・電気) 特許・実用新案明細書作成実務講座(化学) 特許・実用新案明細書作成実務講座(機械・電気) 特許出願明細書の記載と補正手続き 特許明細書作成実務講座(化学) 特許明細書作成実務講座(機械・電気)
<b>審査実務</b>
拒絶理由通知への対応と異議申立の攻撃と防禦 審判請求と審決取消訴訟講座 戦略的中間手続講座-拒絶理由通知・異議申立

<b>外国出願</b>
アジア知的所有権セミナー アメリカ特許セミナー 改正中国特許法と今後 外国出願実務講座 外国出願実務講座(米国編) 外国知的財産権制度の概要 外国特許出願戦略セミナー 実践PCT出願 特許協力条約特別セミナー 日米知的所有権セミナー 米国及び欧州における知的財産権制度の解説と最近の動向
<b>権利侵害対応</b>
インターネット時代における知的財産の係争問題 商標権侵害訴訟講座 特許権侵害訴訟講座 日・米における工業所有権判決の動向 米国特許侵害訴訟セミナー 米国特許侵害訴訟講座
<b>調査・情報</b>
プロパテント時代における特許情報の活用講座 初心者のための特許情報管理講座 知的財産戦略のためのパテントマップ 特許情報活用講座-パテントマップ 特許情報管理講座 特許調査実務講座(化学) 特許調査実務講座(機械・電気)
<b>その他</b>
ライセンス活動と契約 企業における特許管理 技術的範囲講座 職務発明と補償金

(出所) (社)発明協会の事業報告書(1992年度から2002年度)より野村総合研究所作成

## (5) 産業界からみた知的財産人材像

### < 日本経済団体連合会 「『知的財産推進』への意見」(2003年) >

技術と法律の双方がわかる人材が、技術裁判官として活躍できるよう、技術の素養を有する者が、ロースクールにおいて学べる機会を増やすとともに、司法試験の選択科目に、知的財産法とともに、技術の科目を加えるべきである。また、これらの人材が育成されるまでの間は、特許庁の審判官・審査官や民間の技術系弁理士のような技術と法律の双方について一定の素養をもった者を活用し、少なくとも裁判所の合議の場で意見を述べられるような制度を導入すべきである。

### < 日本経済団体連合会 「知的財産戦略への考え方」(2002年) >

知的財産関連専門家としては、特に、技術と法律の双方がわかる人材が求められる。こうした人材の育成のために、法律の専門家が技術の素養を身につけるための方策とともに、技術の専門家が法曹の資格を得やすくする方策についても検討を行うべきである。

### < 知財管理委員会第2小委員会 『創造活動・事業活動への知財部門の参画のあり方』(知財管理 Vol. 51 No. 9, 2001年) >

知的財産部門が保有する豊富な知的財産情報を利用して、研究開発テーマの選定に参画し、採否を助言することは<中略>これからの時代にはきわめて重要であり、

知的財産部門が主体的に行動を起こし、選定された研究開発テーマや新商品からどのような意図のもとに発明、意匠、商標として出願し権利化すべきかの知的財産出願戦略を創造部門と一体になって策定することが重要になる。

(かつては)発明者が提供してくれる技術情報をもとに、如何に広く強い権利範囲を取るかの力量、言い換えれば明細書の作文能力が知的財産部員の専門性と見られていた<中略>(現在では)研究開発着手前或いは研究開発の早い段階から研究者たちの中に入り込み、共同して有効な特許を作り上げる能力、すなわち説得力や交渉力を保有することが、期待に応える参画のために重要になってきている。

## (5) 産業界からみた知的財産人材像

### < 弁理士の意見例 (「知財管理」 Vol. 50, No. 3, 2000年) >

特許担当者は発明者に信頼を得るためにも、自ら法律を初めとする研修や契約術の修得等を重ねることが必要。企業での特許担当者は、自らの能力を高めてリエゾン活動を実施し、発明者が発信する“技術”から“真の発明”を創出し、(弁理士をパートナーに)発明を適切に表現して有効な権利化を図ることによって、技術の事業展開をバックアップすることを実践

### < 産業界の意見例 (「知財管理」 Vol. 50, No. 1, 2000年) >

- a) その場限りの知財情報の処理に堪能な技術者ではなく、自分の技術の特許性や侵害性を自然に気づく「継続的な発明者」を育成しようとする人材
- b) 主体性・特許マンの三大能力( 特許情報に基づく自社必要技術の説明、 自社事業への助言、 高度な権利処理)・国際化に対応するバーゲニングパワー
- c) 当事者意識を持つプロジェクト・チーム・スピリット

### < 自動車 A 社知財部のコメント (特許庁「全産業を対象とした技術動向に関する調査」2002年) >

かつて知的財産部の6割を占めた出願・権利化に係る人材は、外注を進めた結果、現在は3割程度まで減っており、R&Dと一緒に知財を創りあげる「川上」が4割、知的財産の活用を担当する「川下」が3割を占めている。

## (6) 中小企業が望む知的財産人材について

多くの中小企業は、特許調査、特許出願の方法や出願後の対応について身近でアドバイスしてくれる人材が不足していると感じている。

### 【問 特許出願の際に感じた問題点】

1	出願費用が高い	252件
2	競合特許の存在が分からない	196件
3	出願手続きが面倒	185件
4	弁理士費用が高い	137件
5	何が特許の対象になるか分からない	88件
6	出願後の手続きが面倒	62件
7	分からないことを相談する相手がいない	17件
8	他社と共同で出願する際の契約の仕方が分からない	16件
9	弁理士が見つからない	5件

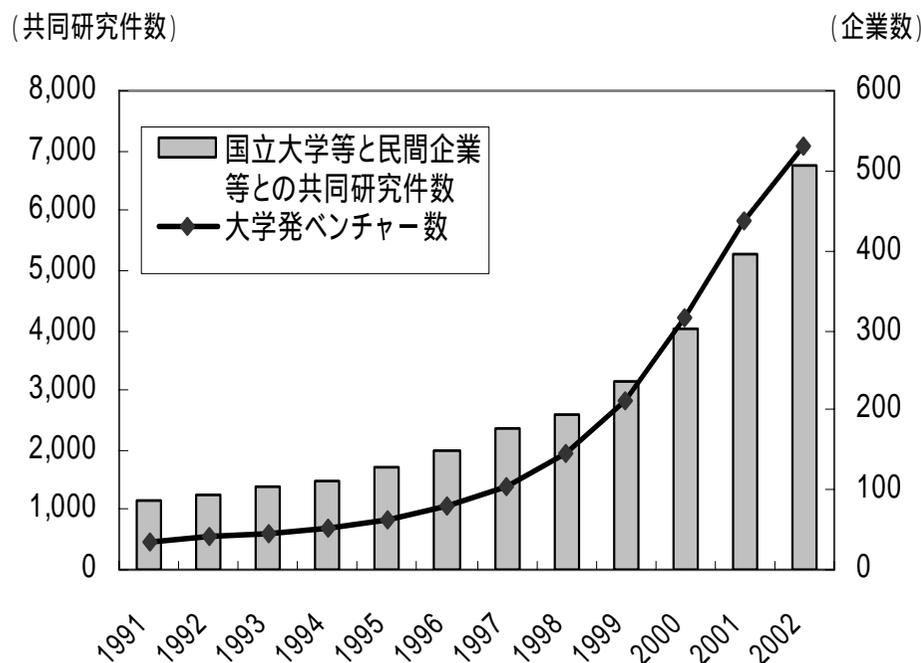
(出所) (株) 関西新技術研究所 『中小企業の知的財産に関する実態調査』 (2000年)

## 2. 大学等における知財人材の育成ニーズ

### (1) 大学等の知的財産に関する現状

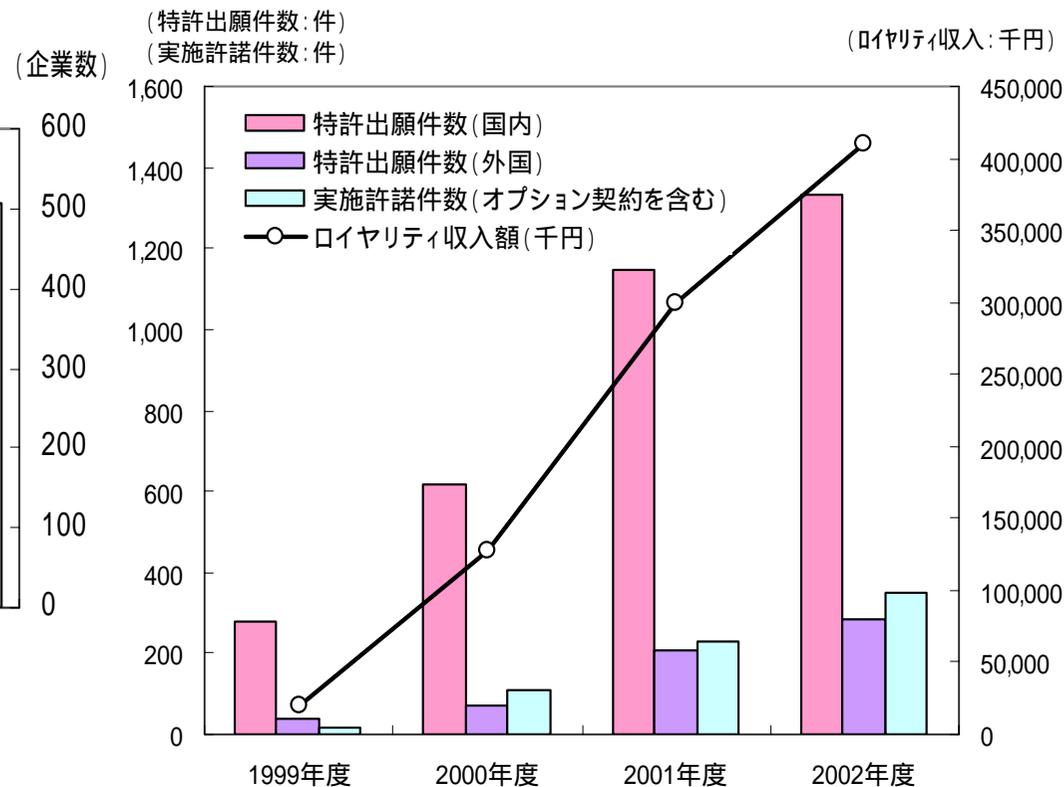
近年、我が国においては産学官連携の強化により大学等から産業界への技術移転は進展し、大学やTLOが取り扱う知的財産も増大している。

国立大学等と民間企業との共同研究件数及び大学発ベンチャー企業数の推移



(出所) 経済産業省資料、文部科学省資料

承認TLOの特許出願件数及び実施許諾件数、ロイヤリティ収入の推移



(出所) 経済産業省資料

## (1) 大学等の知的財産に関する現状 (産学官連携の日米比較)

米国に比べ日本は、大学発ベンチャー数や特許のライセンス率において圧倒的に少なく、優れた技術の多くが死蔵されている。

	日 本	米 国
TLO 数	36 機関	143 機関
特許出願件数	1,335 件	5,803 件
ライセンス件数	349 件	3,310 件
ロイヤリティ収入	4.1 億円	8.7 億ドル
大学発ベンチャー数	531 社	3,026 社
ライセンス件数 / 特許出願件数	26%	57%
大学研究者数	281 千人	186 千人

注1: 日本のTLO数は2003年10月末現在。

注2: 日本の特許出願件数、ライセンス件数、ロイヤリティ収入は2002年度実績。

注3: 日本の大学発ベンチャー企業数は2003年3月末までの累計。

注4: 米国のTLO数、特許出願件数、ライセンス件数、ロイヤリティ収入は2001年度実績。

注5: 米国の大学発ベンチャー企業数は1980年度から2001年度までの累計。

注6: 大学研究者数は日本2002年、米国1999年(2002年度科学技術白書)

(出典)

日本: 経済産業省資料

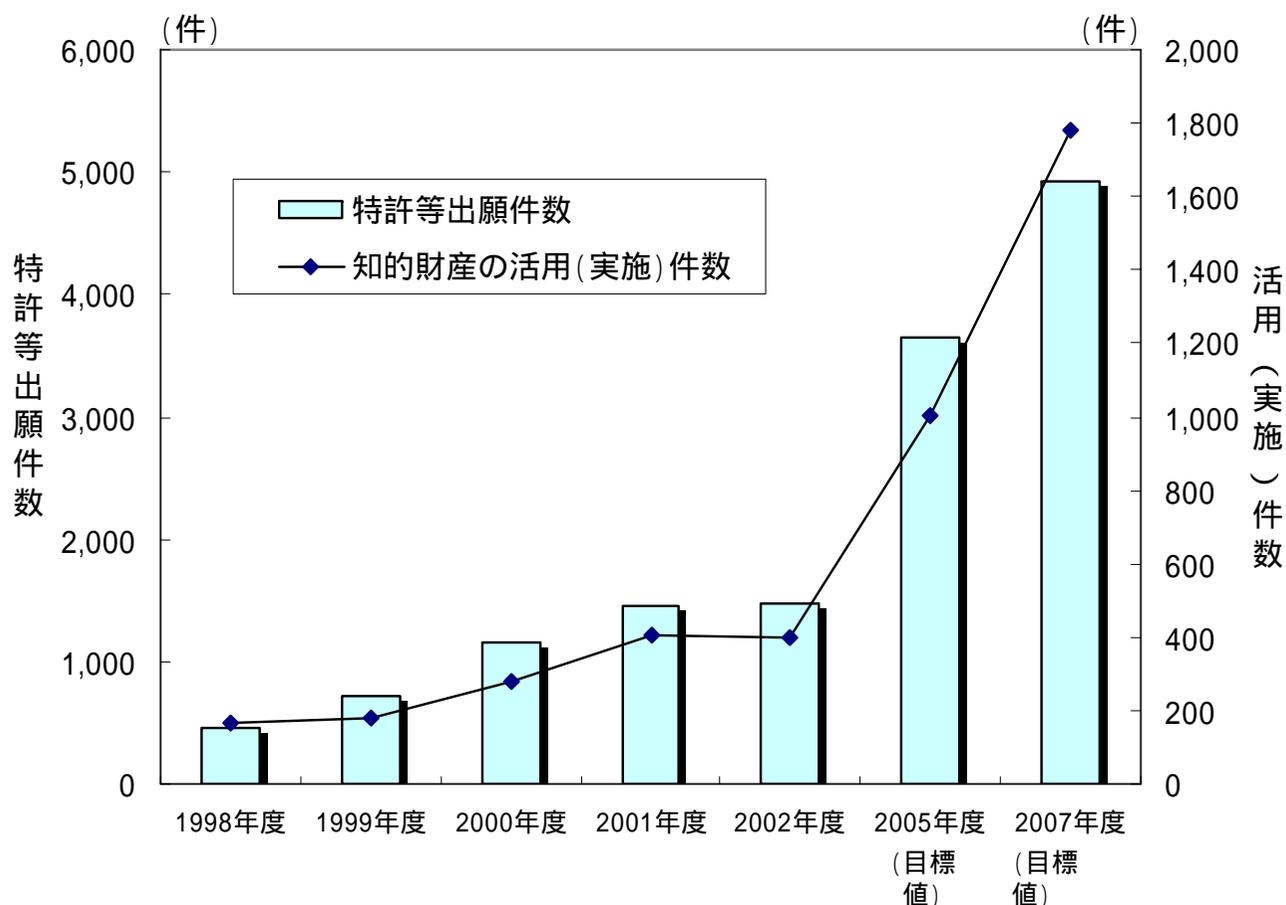
米国: AUTM(米国技術管理者協会) 編

『Licensing Survey 2001』(2002年)

## (1) 大学等の知的財産に関する現状 (大学知的財産本部構想)

2003年度より開始された大学知的財産本部整備事業により、同事業に採択された大学等からの特許等出願件数や実施件数は急増する見込み。

### 大学知的財産本部事業に採択された大学等による特許等出願件数及び実施件数



(出所) 文部科学省研究振興局「大学知的財産本部整備事業採択機関の事業概要」(2003年)より特許庁作成  
(備考) 2005年度以降の数字は目標値

## (2) 大学等における知的財産人材に対する具体的ニーズ

法律、技術、ビジネス知識を併せ持った知的財産専門人材の育成が期待されている。

### < 知財法曹の必要性：法科大学院における知的財産人材ニーズ >

法科大学院は、法律・技術・ビジネスを兼ね備えた21世紀の知財法曹を要請する重要な機関である。これに対し、日本では弁護士自体の数が少ない上に、知的財産権、特に特許を専門にする弁護士の数は数えられるほどしかない(「米国の大学における知財教育と日本に対する提言」『知財管理』Vol53. No.5 (2003))。

### < MOTの必要性：ビジネススクールにおける知的財産人材ニーズ >

知的財産を認識し、その価値を把握し、戦略として活用することは国を挙げての急務であり、産業競争力向上のための鍵となる。知的財産を活用できる人材の育成が必要である。日本企業においては、社内起業家、プロ専門職、プロジェクト・マネジャーといった先進的MOT人材が圧倒的に不足しているが、先進的MOT人材の育成はほとんど行われてこなかった。企業間の技術開発競争をめぐる訴訟が頻発しており、MOT人材には、知財マネジメント力も強く要求される(「今必要とされる知財人材とは」『Right Now』12月号(2003年))。

### < 新たな弁理士像：TLOにおける知的財産人材ニーズ >

委託研究・共同研究契約、ライセンス契約、発明評価、起業家支援、侵害訴訟等、産学連携のあらゆる場面において、知的財産に関する専門知識が求められる。(中略)多様な知的財産に関する知識を備えた新たな弁理士像が求められている(「TLOと弁理士」『パテント』Vol.56 No.1(2003))。

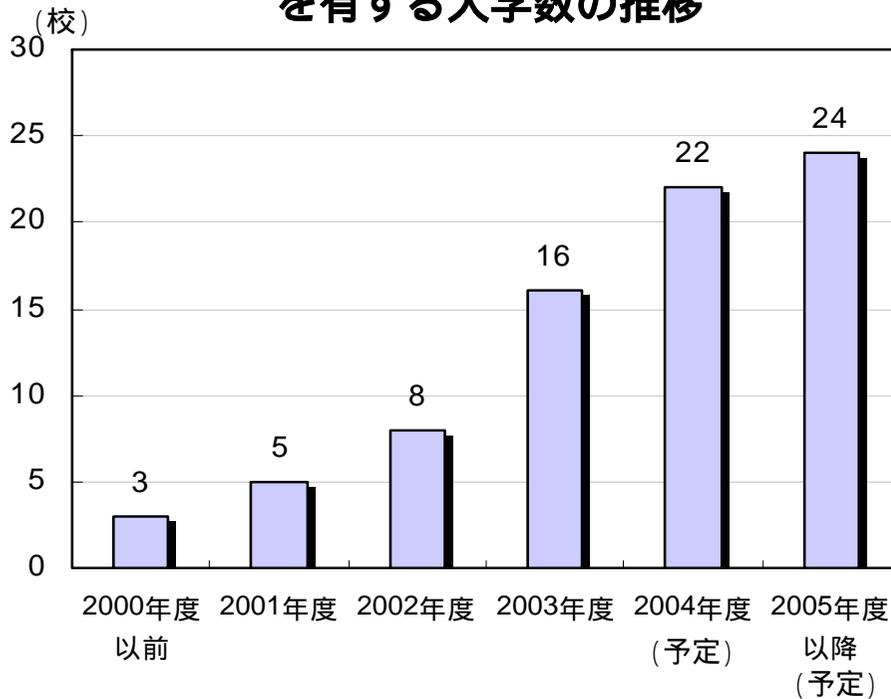
### < 米国のロースクール、ビジネススクールにおいて一層重視される知財カリキュラム >

米国における知的財産権法をめぐる状況は、この10年で急速に変化した。現在、ほぼすべてのロースクールが何らかの知的財産権の講座を持ち、専任の教授を抱えている。また、ロースクール以外でもいろいろな学部で知的財産権に関する講座が開講されている。近年の知財カリキュラム強化の傾向で、多数のロースクールが特許を教えられる教員を探している(「米国の大学における知財教育と日本に対する提言」『知財管理』Vol53. No.5 (2003))。

### (3) 専門職大学院に関する動き

MOT（技術経営）人材を育成するMOTプログラムは、近年その設置が急増している。また、司法制度改革等にもとない2004年度には72の法科大学院が設立される予定となっている。

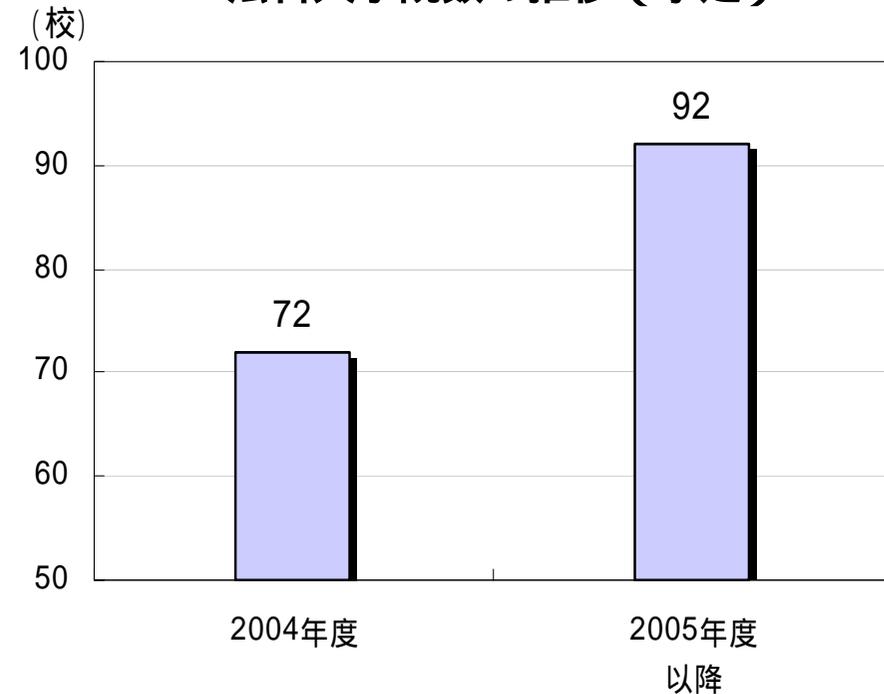
MOTプログラム（学位授与型）  
を有する大学数の推移



(出所) 経済産業省『技術経営のすすめ MOT ～産学連携による新たな人材育成に向けて～』(2003年10月)

(備考) 芝浦工業大学大学院工学マネジメント研究科及び早稲田大学大学院アジア太平洋研究科国際経営学専攻の2大学院がMOTの専門職大学院となっている。

法科大学院数の推移（予定）



(出所) 文部科学省「平成16年度開設予定の法科大学院の設置認可申請(計画)一覧」(2003年)

(注) 司法制度改革推進本部が行った調査によれば、2005年度までに設立予定の法科大学院のうち、78大学において知的財産関連法の科目が予定されている(91大学回答)。

### (3) 専門職大学院に関する動き

MOT(技術経営)プログラムでは、将来のCTOや研究開発マネージャー等の育成を目的として、経営戦略や技術移転、知的財産等に関するプログラムを提供している。また、知的財産に特化した専門職大学院の設置に関する構想もある。

#### < MOT大学院のプログラムの特徴等 >

大学名	プログラム名称	プログラムの特徴等
早稲田大学 大学院 アジア太平洋 研究科国際 経営学専攻	MOTプログラム	(対象)CTO候補者、先端技術戦略・政策立案者、R&Dマネージャー候補者等 (特徴)近年特に注目されている「技術経営直結型ビジネスモデル」を意識し、技術を背景とした企業イノベーション、新製品・新事業開発戦略を立案・実行できる人材の育成を目指す。
芝浦工業大学 大学院 工学マネジメント 研究科	工学マネジメント研究科工学マネジメント専攻	(対象)企業経営企画部門の事務職・技術職、研究企画部門の技術職、行政官、起業家を目指す人等 (特徴)マネジメントを中心とする科目と技術分野ごとの最先端情報を教える科目を配置。また、「工学マネジメント論」において多数の企業の実務家を講師に招聘し、現場における技術経営の課題を学習する。

(資料) 経済産業省『技術経営のすすめ MOT ～産学連携による新たな人材育成に向けて～』(2003年)

#### < 知的財産専門職大学院での履修モデル >

基礎科目 (必修) (12単位程度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>民法(親族、相続を除く)</li> <li>民事訴訟法</li> <li>経営学</li> <li>会計学</li> </ul>		
基幹科目 (必修) (14単位程度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>特許法(実用新案法を含む)</li> <li>意匠法</li> <li>著作権法</li> <li>商標法</li> <li>不正競争防止法</li> <li>知財関連国際条約等</li> </ul>		
主要科目 (選択必修) (12単位程度)	(法律系) <ul style="list-style-type: none"> <li>行政法</li> <li>商法</li> <li>経済法(独禁法)</li> <li>国際私法</li> <li>租税法 等</li> </ul>	(経営系) <ul style="list-style-type: none"> <li>知財管理実務</li> <li>ファイナンス</li> <li>経営組織</li> <li>経営戦略</li> <li>マーケティング 等</li> </ul>	(科学技術系) <ul style="list-style-type: none"> <li>工学概論</li> <li>(現代)科学技術発展史</li> <li>生命科学概論</li> <li>情報概論</li> <li>機械・精密機械概論</li> <li>電気・電子工学概論 等</li> </ul>
発展科目 (選択) (12単位程度)	(法律系) <ul style="list-style-type: none"> <li>特許等審査・審判実務</li> <li>ライセンス契約実務</li> <li>侵害訴訟実務</li> <li>IT技術と法(半導体集積回路の配置に関する法律を含む)</li> <li>エンターテインメント法</li> <li>バイオ技術と法(種苗法を含む) 等</li> </ul>	(経営系) <ul style="list-style-type: none"> <li>知識経営</li> <li>アントレプレヌールシップ</li> <li>金融工学</li> <li>ブランド管理</li> <li>ブランド価値評価</li> <li>技術移転論</li> <li>E・コマース論 等</li> </ul>	(科学技術系) <ul style="list-style-type: none"> <li>特許等出願実務</li> <li>IT技術関係</li> <li>バイオ技術関係</li> <li>ナノテクノロジー関係</li> <li>先端情報技術</li> <li>材料科学各論</li> <li>環境と科学技術</li> <li>計量と機器分析</li> <li>科学技術政策論 等</li> </ul>

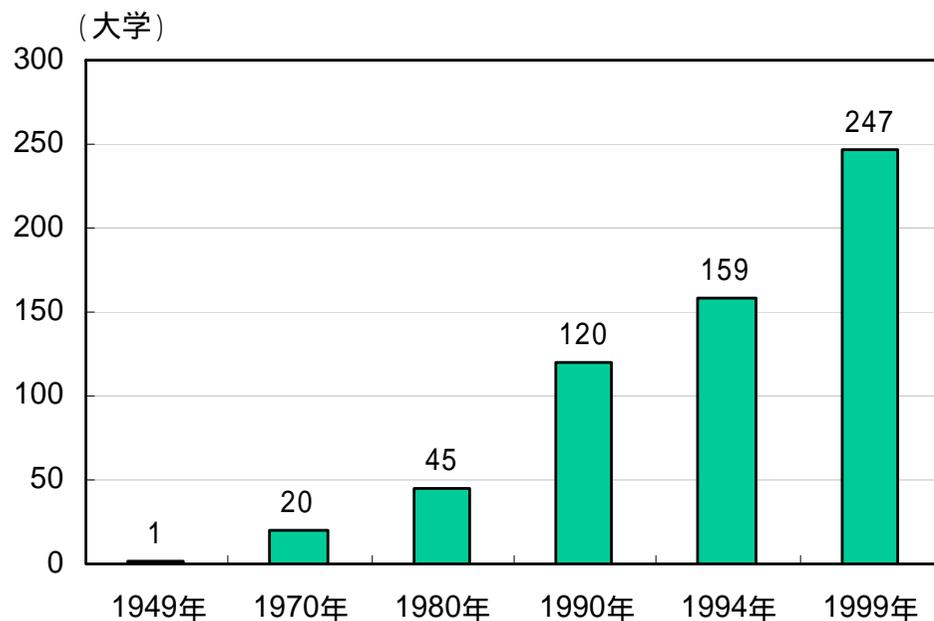
(資料) 知的財産に関する教育課程検討会「知的財産専門職大学院の教育課程について」(2003年)

### (3) 専門職大学院に関する動き

米国においては、古くからMOT(技術経営)教育が行われてきており、経済産業省の推計<sup>(注1)</sup>では、2002年で160大学約1.2万人のMOT人材が育成されている。

(注1) 経済産業省「技術経営 MOT - 産学連携による新たな人材育成に向けて - 」(2003年)

米国におけるMOT設置大学数の推移



(出所) 芝浦工業大学ホームページより  
[http://www.keinet.ne.jp/keinet/doc/keinet/kaikaku/part4/zirei\\_22.html](http://www.keinet.ne.jp/keinet/doc/keinet/kaikaku/part4/zirei_22.html)

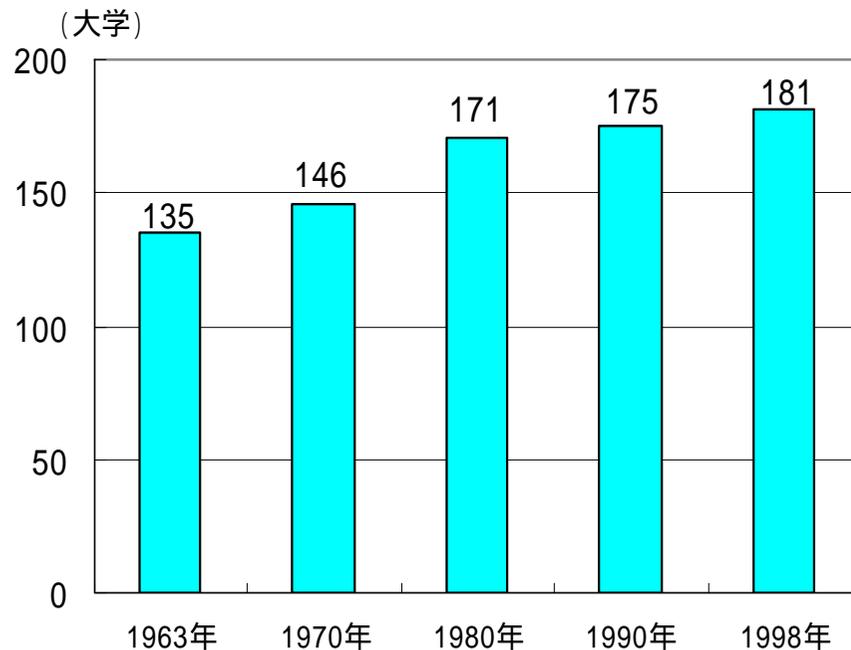
知的財産権講座のある主なビジネススクール

Business Schools
Carnegie Mellon University
Columbia University
Cornell University (Johnson)
Duke University (Fuqua)
Harvard University
New York University (Stern)
Northwestern University (Kellogg)
Ohio State University (Fisher)
Stanford University
University of California–Los Angeles (Anderson)
University of California–Berkeley (Haas)
University of Chicago
University of Michigan–Ann Arbor
University of Pennsylvania (Wharton)
University of Southern California (Marshall)
University of Texas–Austin (McCombs)
University of Virginia (Darden)
Yale University

## (4) 知的財産講座を有する主なロースクール知財講座開講状況

米国のロースクールのほとんどは、知財講座を有する(175大学)。

米国のロースクール数の推移



(出所)「米国のロースクール及び法曹養成制度について」『ジュリスト』(2001年)より作成

(備考)ABS(American Bar Association)により認定を受けたロースクール数(なお、2003年1月現在の認定ロースクール数は、187大学にのぼる)。

知的財産権講座のある主なロースクール

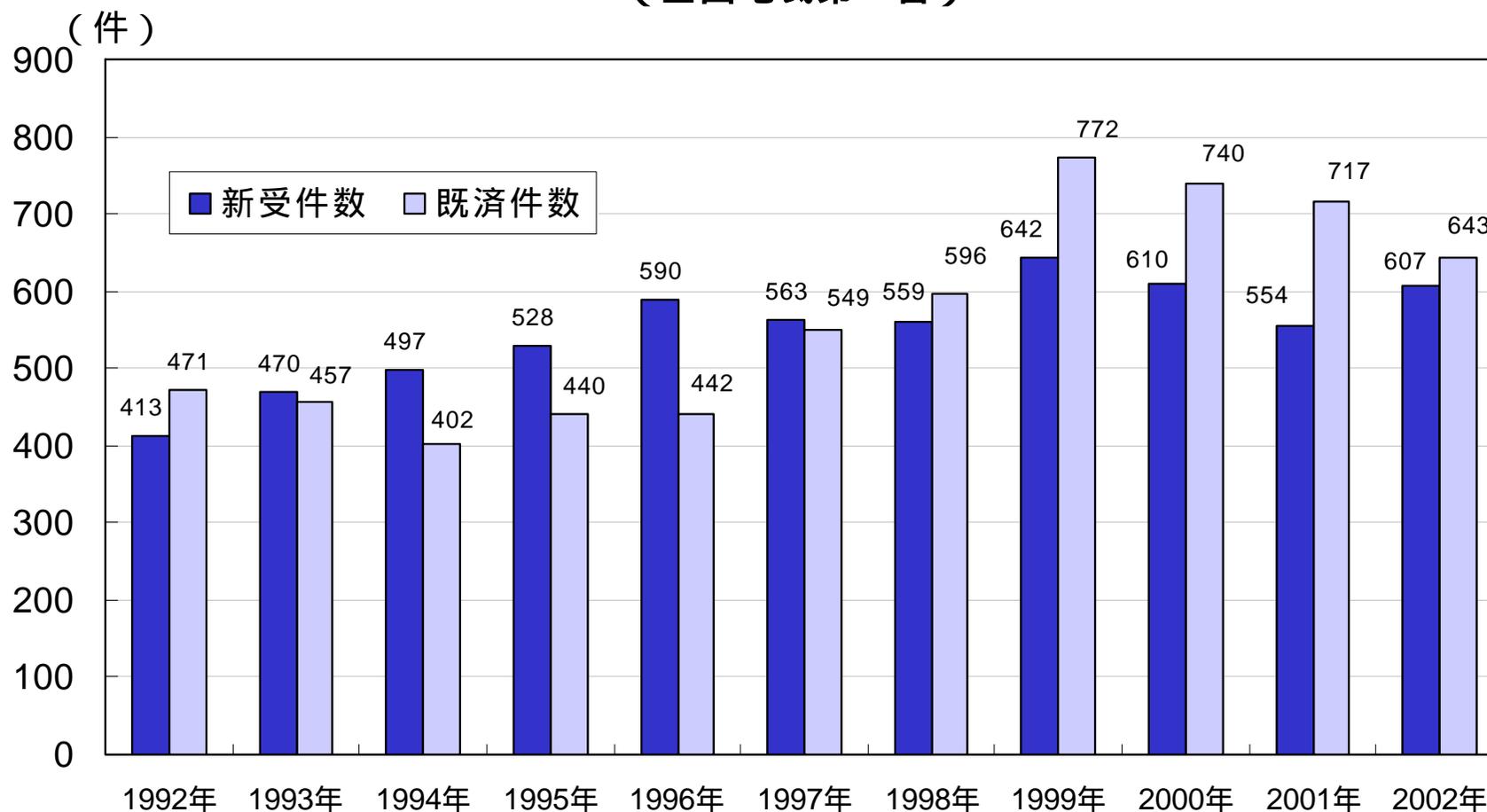
Law Schools
Columbia University
Cornell University
Duke University
Georgetown University
Harvard University
New York University
Northwestern University
Stanford University
University of California–Berkeley
University of California–Los Angeles
University of Chicago
University of Michigan–Ann Arbor
University of Minnesota–Twin Cities
University of Pennsylvania
University of Southern California
University of Texas–Austin
University of Virginia
University of Washington
Vanderbilt University
Washington and Lee University
Yale University

### 3. 司法における知財人材の育成ニーズ

#### (1) 知的財産権訴訟

全国地裁における知的財産訴訟は90年代を通じて増加を続けたが、現在は横ばいとなっている。

知的財産権関係民事通常訴訟事件の新受・既済件数  
(全国地裁第一審)

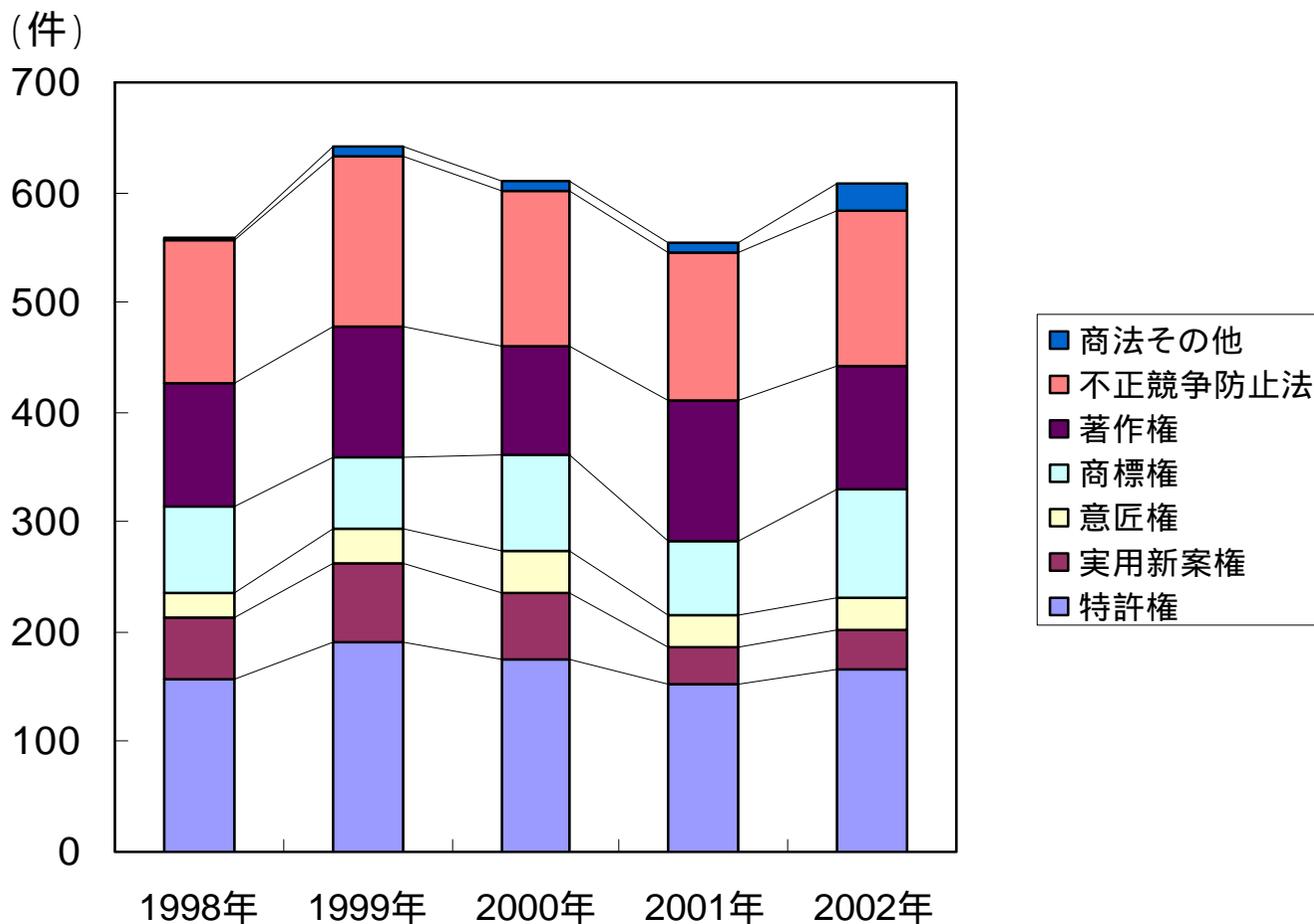


(出所) 権利保護基盤の強化に関する専門調査会「わが国の知的財産権訴訟の実情」最高裁判所

## (1) 知的財産権訴訟

知的財産権に関する訴訟を分類すれば、特許権・実用新案権等の産業財産権に関する訴訟が全体の約6割を占める。

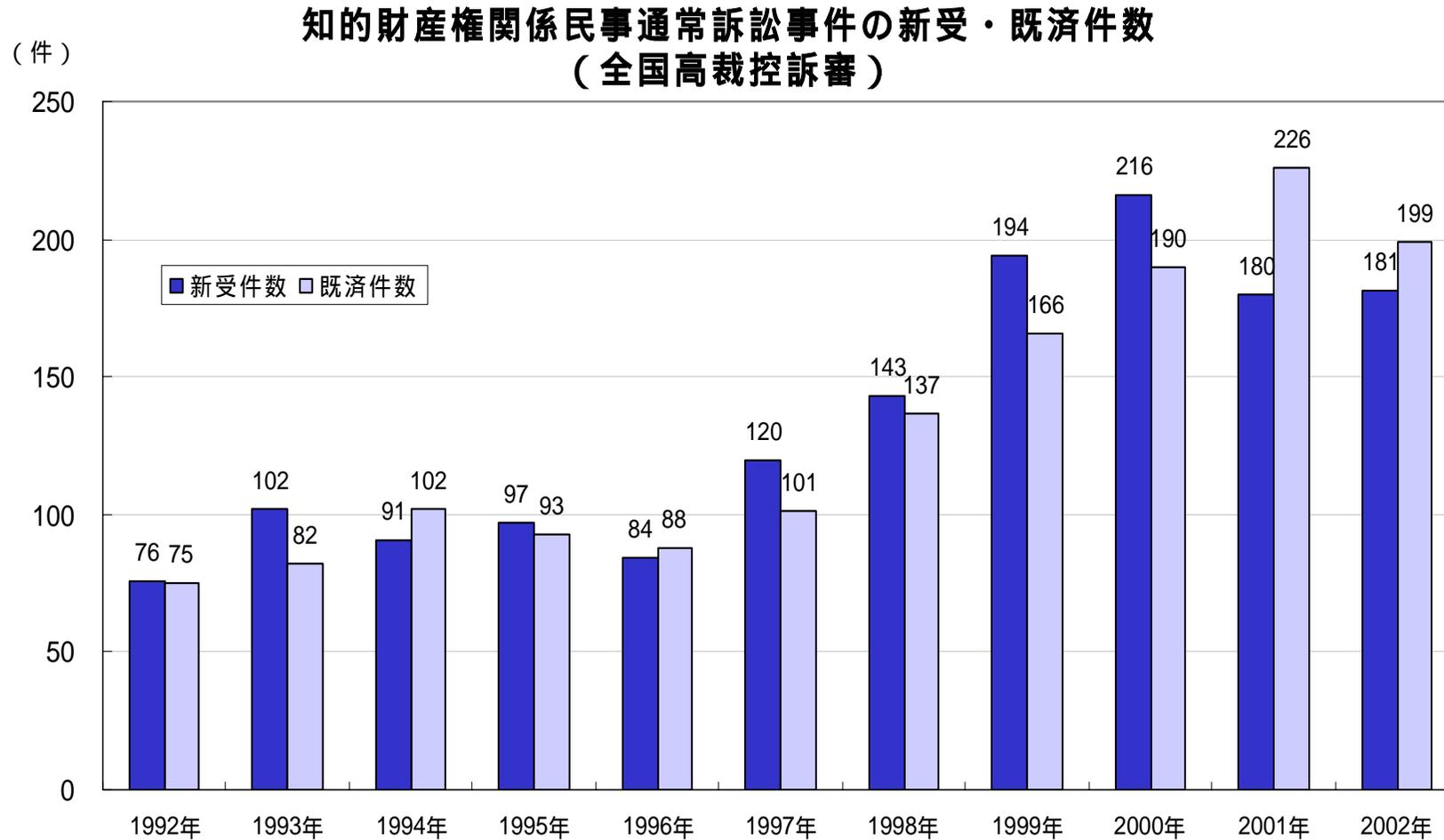
### 知的財産権関係民事事件の種類別新受件数(全国地裁第一審)



(出所) 定塚誠「知的財産権訴訟の現状と展望」NBL, No. 765(2003年)より

## (1) 知的財産権訴訟

全国高裁における知的財産権訴訟は90年代後半位から急増している。

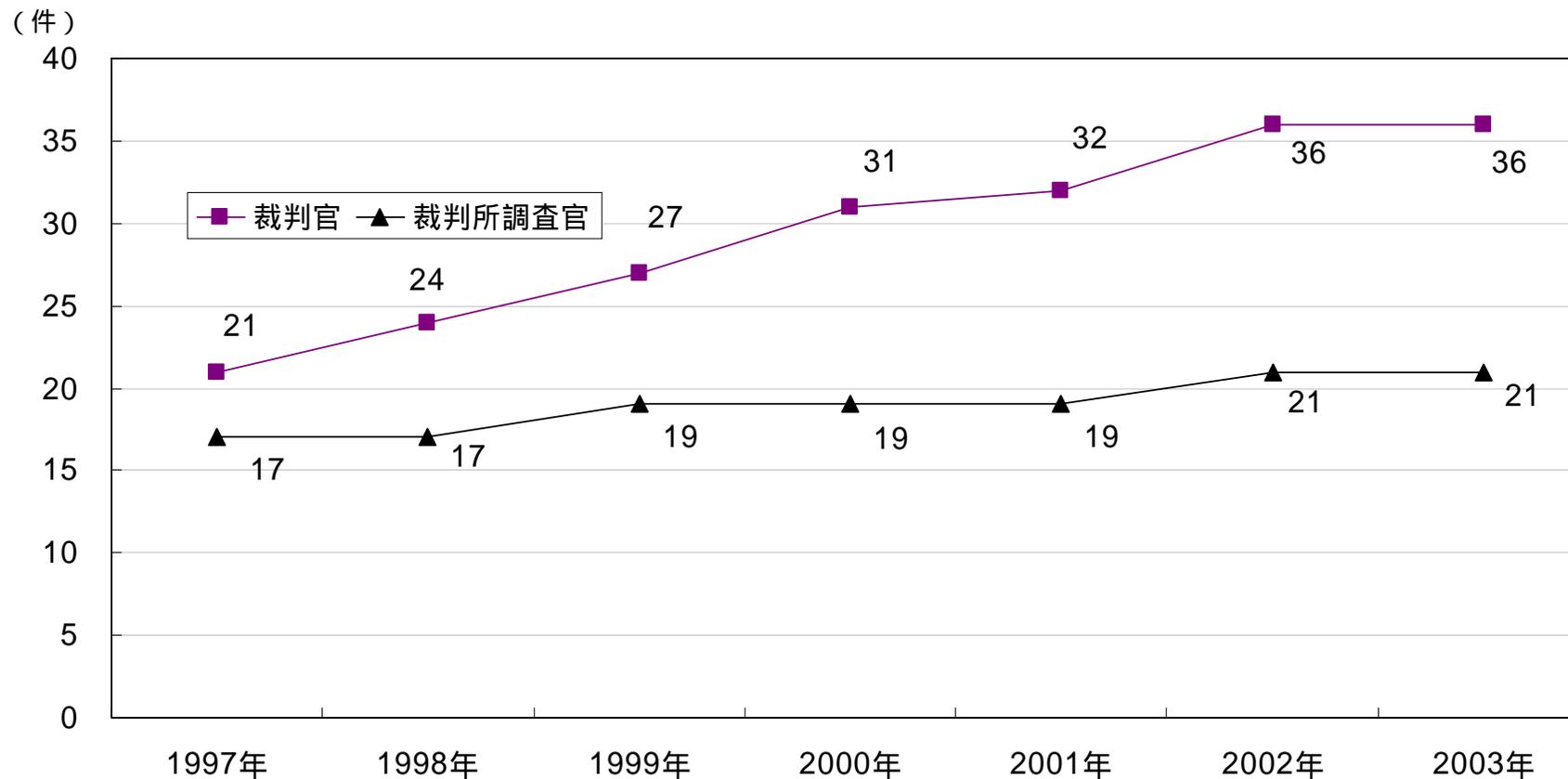


(出所) 権利保護基盤の強化に関する専門調査会「わが国の知的財産権訴訟の実情」最高裁判所

## (1) 知的財産権訴訟

知的財産権訴訟の増加に対応して、裁判官や裁判所調査官は増加してきた。

### 東京地裁・高裁、大阪地裁の知的財産権訴訟の専門的処理体制(裁判官・調査官)



(出所) 権利保護基盤の強化に関する専門調査会「わが国の知的財産権訴訟の実情」最高裁判所

## (1) 知財訴訟 (日米の知的財産訴訟)

米国の知財関連訴訟は、我が国に比べ圧倒的に多いものの、弁護士一人当たりの訴訟件数は、日本の1 / 5となっている。

	日本	米国
特許出願件数 <sup>注1</sup>	421,044件 <sup>注1</sup>	331,773件 <sup>注1</sup> (2000年度)
知財関連訴訟地裁新受件数	607件 <sup>注2</sup>	8,613件 <sup>注3</sup>
弁理士数 (うち、知的財産専門の弁護士(弁理士登録している弁護士))	5,220人 <sup>注1</sup> (307人)	6,654人 <sup>注1</sup> (21,754人)
弁理士一人当たりの特許出願件数 ( / )	80.7件	49.9件
知財弁護士一人当たりの訴訟件数 ( / )	1.98件	0.40件

(出所)注1:特許庁「特許行政年次報告書」(2003年)

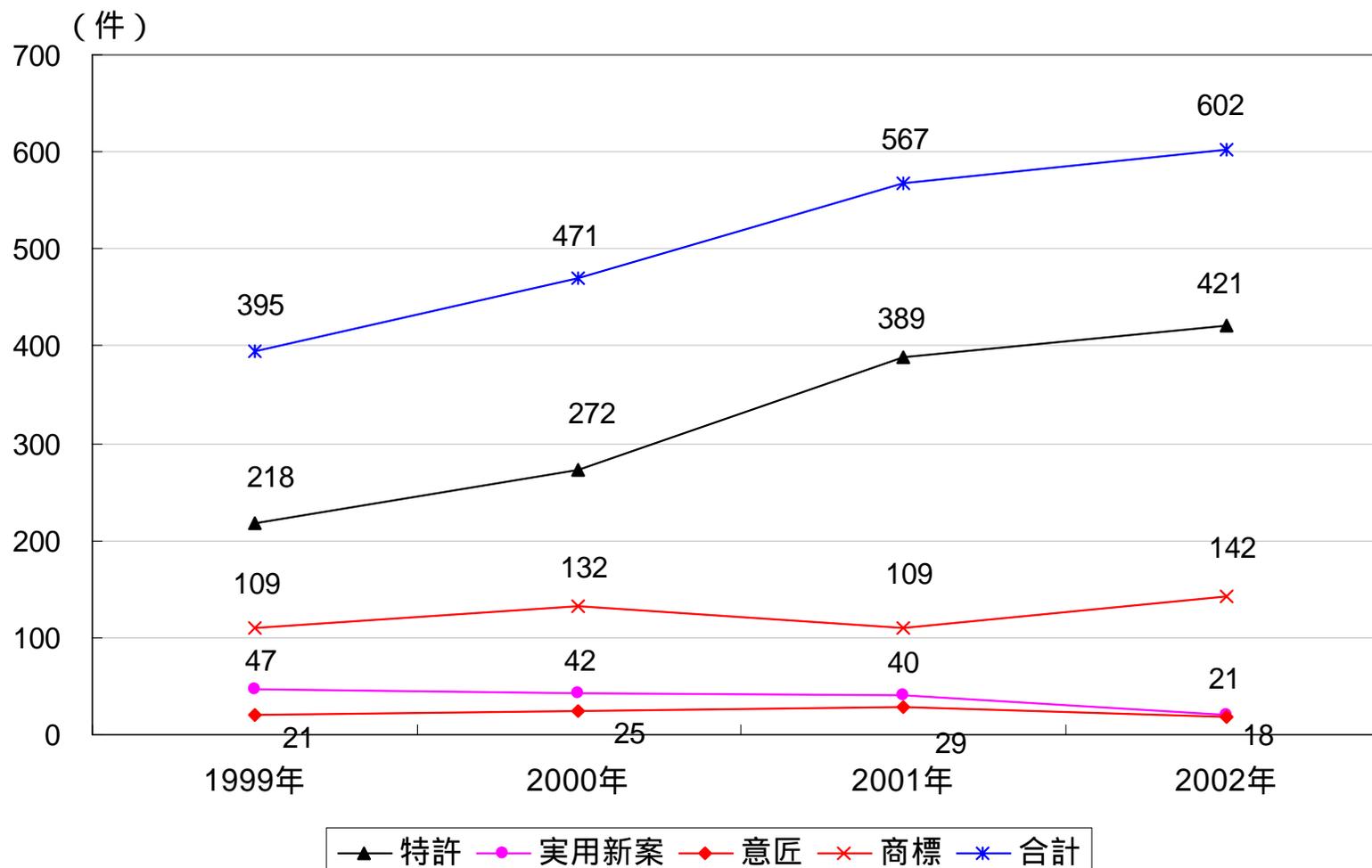
注2:定塚誠「知的財産権訴訟の現状と展望」NBL, No. 765(2003年)

注3:U.S.Courts the Administrative Office of the United States Courts 統計(Table C-2)

## (2) 審決取消訴訟件数

知的財産権の審決・決定の取消訴訟は、特許関連訴訟を中心にこの数年急増している。

### 審決・決定の取消訴訟出訴件数



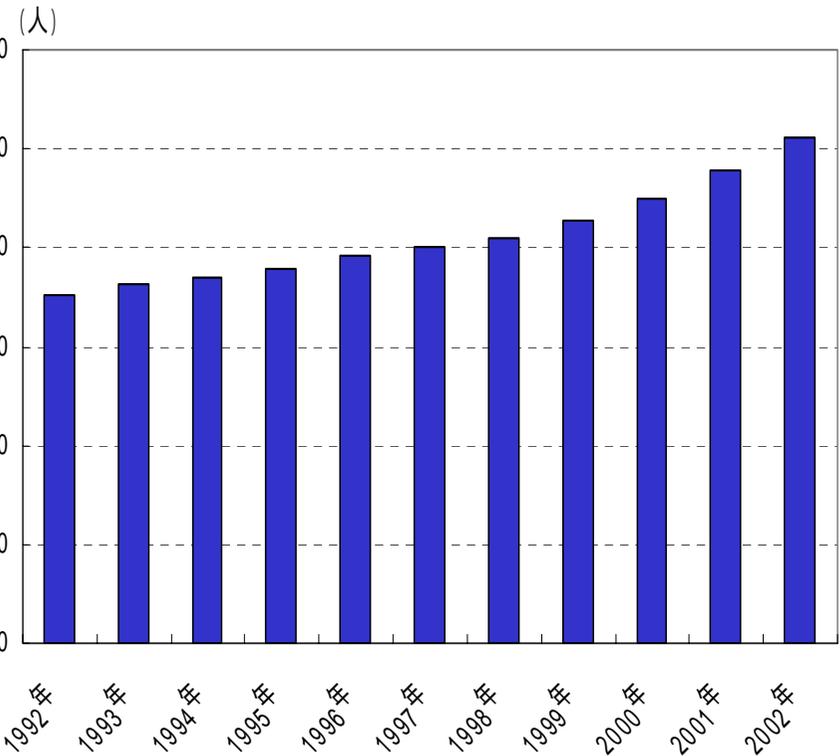
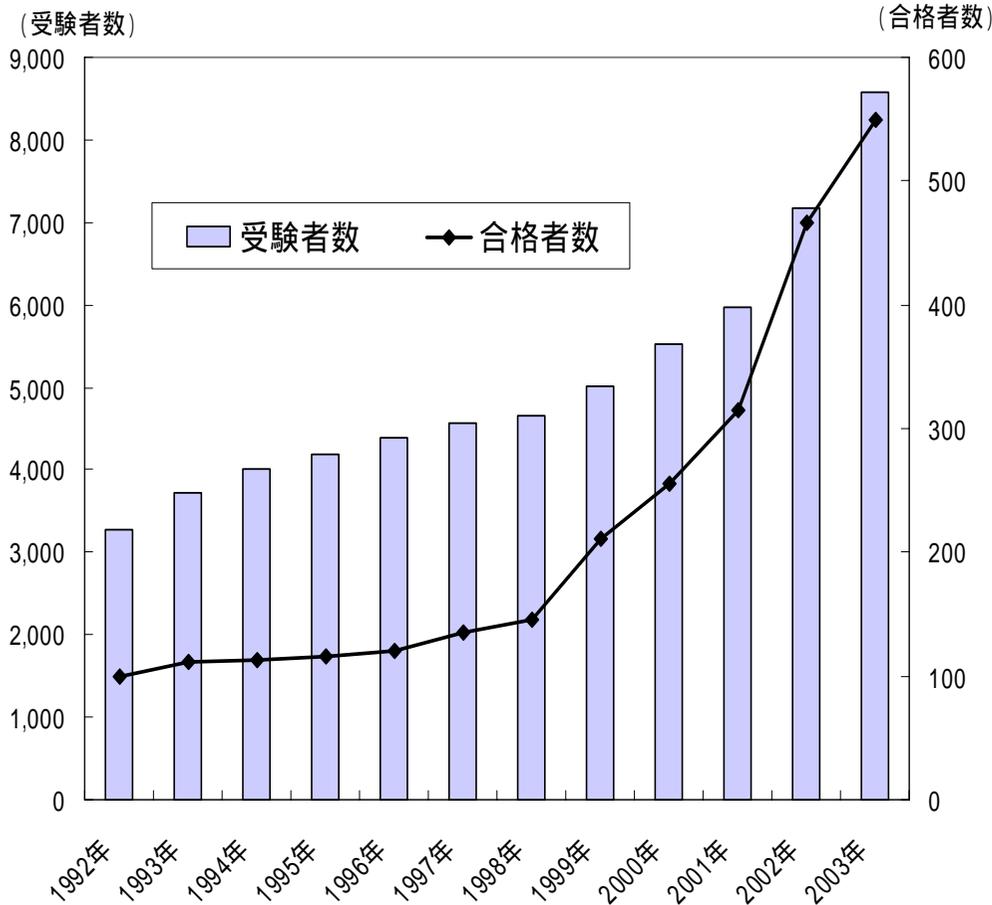
(出所) 特許庁『特許行政年次報告書』

### (3) 弁理士試験

近年、弁理士試験受験者数が急増し、1993年からの10年間で倍増している。合格者数も90年代後半から拡大し、100人前後で推移していたのが2003年度は550人に達し、登録されている弁理士数も5,000人を超えている。

弁理士試験受験者数及び合格者数の推移

弁理士登録数の推移



(備考) 各年末における人数

(出所) 特許庁『特許行政年次報告書』より作成

## (4) 司法における知財関連人材に対するニーズ

### < 日本知的財産協会「知的財産推進計画への意見」2003年 >

・抜本的には、法科大学院をさらに改善すること等を通じて、知的財産権法及びその実務、また先端技術に明るい法曹人(技術裁判官)を確保する必要がある、それが実現されれば、上記の専門委員制度は発展的に解消されるべきであろう。また、知的財産訴訟については、民事訴訟法の改正による東京高裁の専属管轄化と5人の合議制の導入が進められているが、これをさらに進め、わが国においても、知的財産立国の象徴として、知的財産裁判所(なканずく特許裁判所)を設置すべきである。

### < 日本弁護士連合会「知的財産戦略推進計画策定に関する意見」2003年 >

- ・知的財産に強い法曹を養成することは、「法の支配」の理念の下に「この国のかたち」を再構築し、我が国産業の国際競争力を強化し、もって、21世紀においても我が国が世界の中で確固たる地位を占め続けるための喫緊の課題である。
- ・当連合会は、この課題に積極的に応えるため、昨年8月、知的財産政策推進本部を立ち上げ、知的財産についての特別研修の実施及びその履修者に対する実践の場の積極的提供により、この3年間で新たに1000名の知的財産専門弁護士を養成することとしている。また、平成16年4月から開講される法科大学院と連携し、知的財産研修を大規模かつ継続的に行うことも計画している。
- ・裁判官の専門技術的判断をサポートする制度としては、専門委員制度の新設及び現行の裁判所調査官制度の充実・適正化をもって対応すべきであり、また、本質的には、法科大学院において技術と法律の双方がわかる知的財産関連の「法曹」を養成することをもって対応することこそが求められている。

### < 「座談会 知的財産権紛争の現状と将来」ジュリスト(2002年) >

- ・知的財産権訴訟の人材についてどういう人材が求められているかと言うと、第一に、知的財産権訴訟とは非常に細かい作業の積み重ねで、また結構細かいロジックの積み重ねであり、特許明細書を最初からずっと読んでいく、あるいは出願の経過を丹念に追い、ロジックをかなり厳しく積み重ねをしていく、そのような非常に辛抱強い努力が必要となる。
- ・第二に、知的財産といっても、訴訟は訴訟なので、どこが大事なのか、どこが幹でどこが枝葉なのかという区別ができることが大事である。
- ・三番目には、ビジネスがわかるということである。知的財産権訴訟というのはビジネスの一環である。